

事 業 委 員 会

令和 3 年 1 2 月 7 日 (火)

事業委員会

日 時 令和3年12月7日(火) 午前10時00分開会—午前11時36分閉会
場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 出口委員長、反保副委員長、谷地、中原、竹原

欠席委員 辻下、小川

欠員 1名

傍聴議員 奥野、坂原、和田、道工

出席理事者 田代町長

中口副町長、

松岡副町長

古橋教育長

奥都市整備部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

吉田都市整備部理事

寺田総務部理事

小坂土木下水道課土木担当課長兼二国推進課長

奥田土木下水道課下水道担当課長

佐々木建築課長

新保産業観光促進課長

岩田企画地方創生課長

案 件

(1) 付託案件

(2) その他

(午前10時00分 開会)

出口委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開催いたします。

本日の出席委員は5名。

辻下委員、小川委員については、欠席届が提出されています。

欠員は1名です。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これにより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードもしくは電源を切っていただきたいと思います。
よろしくお願ひいたします。

あと、引き続き、委員会終了後、協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

お諮りします。今回傍聴が1名ございます。皆さん傍聴の許可をしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

出口委員長 傍聴を許可いたします。しばらくお待ち願ひます。

12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件3件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いをいたします。

議案第73号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」のうち、本委員会に付託された案件を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

岩田課長。

岩田企画地方創生課長 それでは、事業委員会資料の1ページ目をご覧ください。

令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）のうち、事業委員会に付託された歳入歳出予算について説明いたします。

最初に、歳入予算について説明いたします。

1 9 寄附金、1 寄附金、多奈川地区多目的公園寄附金といたしまして4 1 2 万円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、多目的公園に進出していただいております株式会社ユーラスエナジー岬より、昨年度に引き続き寄附の申出がございましたので、新たに予算措置1 2 0 万円を計上しております。

次に、万博の桜2 0 2 5の寄附金でございますが、万博の桜2 0 2 5実行委員会より、今年度につきましては寄附金を頂けない旨通知を頂きましたので、当初予算計上額5 3 2 万円を減額計上するものでございます。

以上、合計4 1 2 万円を減額計上するものでございます。

詳細については、歳出でご説明させていただきます。

続きまして、2 0 繰入金、1 基金繰入金、多奈川地区多目的公園管理基金繰入金といたしまして3 0 0 万円を減額補正するものでございます。

内容といたしましては、万博の桜植樹委託料の財源として繰入を予定していましたが寄附金が見込めなくなったため、委託料相当分の基金繰入金を減額するものでございます。

続きまして、岬ゆめ・みらい基金繰入金といたしまして5 5 0 万円の減額補正をするものでございます。

内容といたしましては、例年深日港活性化イベント事業の開催に岬ゆめ・みらい基金を活用しているところでございますが、昨年度に引き続き、本年度におきましても新型コロナウイルス感染拡大によりイベントが中止となったため減額するものでございます。

以上、当委員会付託分歳入合計1, 2 6 2 万円の減額補正を行うものです。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 続きまして、歳出についてご説明いたします。

資料の2 ページをご参照ください。

6 農林水産業費、ため池管理費といたしまして1 0 万5, 0 0 0 円を増額するものでございます。

工事箇所につきましては4 ページをご参照ください。

淡輪地区岬高校北側のゴルフ練習場に隣接する大谷池の管理用道路であります。こちらにつきましては、本年8 月の大雨の影響により土砂流出等が起き大谷池の

管理用道路に土砂が流入するなど、ため池管理に支障を来すことから、ため池管理者である淡輪西水利組合が事業主体となり、町から補助金を支出し、管理用道路の改修工事を行うものであります。

負担割合といたしましては2者で2分の1ずつということになります。

なお、町からの補助金につきましては、岬町大谷池管理用道路改修事業補助金交付要綱を設置し、これに基づく補助となります。

資料2ページにお戻りください。

続きまして、農業施設改良事業費といたしまして129万8,000円を増額補正するものでございます。

工事箇所につきましては5ページをご参照ください。

淡輪地区と阪南市の境界付近にあります三の原農道であります。

内容といたしましては、当該農道に接する個人地に降雨時に雨水が流入し日常生活に支障を来していることから、側溝を設置するものでございます。

出口委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 2ページ目を引き続きご覧ください。

続きまして、7商工費、1商工費、深日港活性化イベント事業費といたしまして550万円を減額補正するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大により深日港フェスティバルが中止となったため不用額を減額するものでございます。

出口委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 続きまして、8土木費、3河川費、排水施設管理費としまして80万円を増額補正計上するものでございます。

内容としましては、令和3年8月9日に台風9号の影響により高潮注意報が発令され谷川水門を閉鎖しようとしたのですが、発電機が故障し起動しなかったため関西電力による商用電源にて水門を閉鎖しポンプを運転しました。それに伴い、デマンド値が契約値を超過したことにより電力の基本料が高くなり、当初見込んでいた光熱水費の予算額を上回り、予算に不足が生じるため補正するものです。

続きまして、河川水路改修事業費としまして171万2,000円を増額補正計上するものでございます。

6ページの箇所図をご覧ください。

内容としましては、東川、西川の水位が上昇した際に平野地区へ水が逆流しないよう水路のゲートが自動で閉まるようになっており、ゲートが閉まった後水路の水は雨水ポンプにて内水排除を行っております。その水路の水位を検知する水位計が故障し自動にてポンプを起動できないことから水位計を交換するものでございます。

出口委員長 奥田課長。

奥田土木下水道課下水道担当課長 委員会資料の3ページをご参照ください。

続きまして、8土木費、4都市計画費、下水道特別会計繰出金としまして43万2,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、下水道事業特別会計における下水道事業受益者負担金一括報奨金の増額、並びに消費税及び地方消費税の確定申告により中間納付額が確定されたことに伴う増額によるものです。

出口委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 続きまして、2公園費、多目的公園管理事業といたしまして300万円を減額補正するものでございます。

内容といたしましては、歳入でも触れました万博の桜植樹にかかる寄附金は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり大阪府全体の寄附額が目標の1割程度にとどまり、寄附者の住所地のみに配分することとなりました。今回本町住所地の方からの寄附がなかったことから当該寄附金の配分がされず、寄附金を財源として桜の植樹をすることができなくなったため、その委託料相当分の予算を減額するものでございます。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 続きまして、4みさき公園費、みさき公園管理運営事業者選定事業費といたしまして3万6,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、新たなみさき公園の整備、管理、運営を行う民間事業者の選定に当たっては、大学教授や弁護士、会計士など5名の有識者で構成する岬町PFI事業者選定審査委員会を設置し事業者選定に関する審査を進めているところです。

しかしながら、現在の審査委員会には建築に関する専門的知見を有する学識経験者には都市公園のランドデザイン及び景観を専門としており、今後2次審査

において応募グループから提案される事業構想の中で場合によっては建築物の構造計画などを審査し、提案内容の実現可能性の有無について判断する必要もあることから、委員長は必要があると認めたときは審査委員会に専門的事項に関し学識経験を有する者、その他関係人の出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、または必要な費用の提出を求めることができるとの岬町PFI事業者選定審査委員会要綱第6条の規定に基づき、建築物の構造計画などに関する専門的知見を有する学識経験者の意見を徴することができるよう必要な報償費を増額するものでございます。

出口委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 続きます、13諸支出金、1基金費、多奈川地区多目的公園管理基金費といたしまして412万円を減額補正するものでございます。

内容といたしましては、株式会社ユーラスエナジー岬から頂きました寄附金120万円を基金として積み立て、一方で万博の桜で寄附を頂く予定でした532万円相当を減額するもので、合計412万円を減額するものでございます。株式会社ユーラスエナジー岬は、多目的公園内で再生可能エネルギー事業、太陽光発電事業を手がけており、地域とともに発展し、社会から信用される企業といったビジョンを掲げてございます。寄附金120万円につきましては、基金として積立てを行い、用途につきましては、企業が掲げる地域貢献のための事業として活用させていただく予定です。

以上、当委員会付託分、歳出合計823万7,000円の減額補正を行うものでございます。

出口委員長 委員の皆さん、ただいまの説明に対しまして質疑はございませんか。

竹原委員。

竹原委員 まず、三の原農道ということで、2ページの一般財源から繰り出されている農業施設改良事業費という129万8,000円。この歳出について質問させていただきます。

この図にあるように、この道なんののですが、ちょうど岬町と阪南市の境目だったと思いますが、この側溝をつけるこの線を引いていたエリアは阪南市ではないかと私はそう思っていたのですが、なぜ岬町が工事をするようになったのか。まず、説明をお願いします。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

三の原農道の部分は、阪南市の境界ということで、なぜ岬町かというところなんですけども、こちらの農道につきましては、農道管理者が岬町となっております。ただ、今回水が流入しているところは阪南市にはなってくるんですけども、農道の管理者が岬町となっておりますことから本町のほうで側溝を設置して、その雨水が流入しないように必要な措置を取るとそういった形になっております。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 この道を一番使わせてもらっているのは私かと勝手に思っております、この道、びっくりすることに真ん中で分かれている、分かれているというのか、同じ道ですけど舗装が少し違うようになっていて、こちら側が阪南市で、こちら側が岬町でと何か別々に舗装したような形になっています。それで、こちらが阪南市だと思って、ずっと工事してくれているのも阪南市とちがうのかなという意識があったのですよ。だから、このように岬町が管理するというのはおかしいと思ったのと、流入する陳情をしてきたのが阪南市の方だと思うのですが、この辺の取扱いというのは、岬町で受けるというそういう基準というのは、その管理者だからということだけでいいのかなと思うのですが、その点いかがでしょう。これはこのようなものなのですか。このようなものと言ったら悪いのですが。

出口委員長 その費用に関して、やはり竹原委員曰く、当然阪南市の敷地内であれば阪南市が半分でも持たないといけないのと違うのかなという質問だと思いますので、その辺の回答をお願いします。

田代町長。

田代町長 私も当初そういうように理解をしていたのです。なぜ岬町が工事をしないといけないのかということで、とにかく現地を確認させていただきました。やはり今担当から説明があったように、道路の旧国道のほうから見ますと、右手ギリギリのところ境界線があって、境界びょうも打ってあって、図と同じで道路そのものは岬町の農道と認定をしておりますので、これどうしても、少しかまぼこ型みたいになっていきますので、ちょうど雨が降ると田んぼへ、また工場のほうへ水が入るということで、以前からこの話はあったみたいです。それで、担当も、私も、そのときは同じような考えで、要は水路を切るしかないなということで、道路側

溝という形で境界ギリギリに側溝をつけていくのが、今回の図面の表示なのです。そういった意味で、境界はあくまで阪南市域と町道の間であることから、町が責任を持って道路側溝をつけるということになったので、その辺はご理解をしていただきたいと思います。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今の話でお聞きしていて、はっきりお答えになっていなかったことで、竹原委員がおっしゃったのは、道路の真ん中で舗装に多分違いがあるという印象をお持ちになっていたという。それについては、ストレートにお答えにならなかったのですけれど、道路の真ん中で管理者が分かれとるというそういうことではないということをはっきりしているわけですね。今の町長のお答えからすると。

それで、境界線の問題なのですが、確認したいのが、道路があつて、この道を私も通ったことがあるけどよく覚えていないのですが、水路があるのですかね。側溝ということだから水路がこの図を見て右端に水路があるのかと思って、その水路に側溝をきちんとつけるということか、設置工事。工事の中身をもう少し詳しくお話していただきたいのと、その境界の問題で、この町道認定をされている道の端までが岬町の管理区域で、そこに隣接する形で右側に私有地があり、そこからが阪南市域だとそういう理解でいいのでしょうかね。その点も念のため確認をさせてください。

それと、この件に関わってね、話はどこからどういう形で要望が上がってきたのか。私がよく聞くのが、住民からの要望があつて、自治区要望として上がってきてとか、いろんな格好があると思いますけれども、阪南市からこの話が来たのか。少しその辺のいきさつについてもお聞きできたらと思います。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の工事の内容は、こちらの三の原農道のほうなんですけども、一部側溝が入っている部分もあるんですけど、側溝がない部分もありまして、今回工事するところにつきましては側溝がない状態なので、新たに側溝を設置するという形になっております。また、こちらの農道は、縦断側溝と、横断側溝が両方

入っておりますが、今回工事を行う場所には、縦断側溝や横断側溝が入っていないので、必要な側溝を設置するイメージになります。

2点目の農道の取扱いなのですけれども、三の原農道は、岬町と阪南市との境界にごさしまして、非常にその取扱いが分かりづらいところのごさします。私もでも初めにこのお話をお聞きしたときに、阪南市の管理ではないのか、などの意見もあつたんですけれども、いろいろ調べておりますと、本町の農道台帳に登録された農道ということで管理の必要があるため、今回このような形で予算を計上し、必要な対応を取らせていただくというところのごさします。

3点目の経過の部分は、現地の方からご相談がありまして、こちらの方も境界にあるということで、阪南市なのか、岬町なのか、分かりづらいなどのお話のごさしました。阪南市の担当部署と確認作業等を行い、調べた結果、本町の農道ということが分かりまして、今回このような形で補正予算を計上させていただいたと。そういう経過となっております。

出口委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 いきさつ、また調査した結果等についてよく分かりました。

何か被害が発生していて、その原因者となっている限りは当然適切な対応は取らなくてはならないということだろうと思いますので、これは、これまではそういうことはなかったのですかね。そういう訴えというか。雨の量がやはり年々集中豪雨などでも降雨量自体が増えているという状況があるから今回そういうことになったのか。これまでは特にそういう声はなかったということではないのでしょうか。

それから、訴えのあつた方というのはお一人とおぼえておけばいいのですか。何か田んぼかな、畑かな、それから工場というその2か所に、田んぼと工場に大雨のときに雨水が流出してという説明があつたかと思うのですけれども、ご相談があつた、訴えのあつた方というのは一人とおぼえていいのか。そのあたりについても参考までをお願いします。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

これまで、まず1点目の、申出がなかったかについては、ここ2年なく、私が

来てから初めてです。

2点目の訴えのあった方の人数は、一人になっております。この三の原農道沿いに隣接する建物を所有する方。そちらの方の敷地内に雨水が流入しているという状況です。ほかの土地は雨水が土地に侵入しないように農道と敷地の境界部分にちょっと勾配をつけるなどして水が入ってこないような造作をしたんですけども、この土地はそこまで勾配もないような状況で、ちょっと土地が低い感じになっておりましたので、流入する雨水があったと思います。

また、これまでなぜなかったのかについては、近年の気候変動の問題もございまして、ゲリラ豪雨的に集中して雨が降るような状況も非常に多くなっておりますので、そういったところが要因になってくると考えております。

出口委員長 これ新保課長、区長から要望書が上がってあったのですかということ、多分中原委員もちらっとそう話したかと思いますが、どうですか。

新保課長。

新保産業観光促進課長 失礼いたしました。

こちらの件は区長要望ではなく、その土地の所有者の方の申出により工事を進めておるというところでございます。

出口委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 事情についてもよく分かりました。

ほかの件なのですが。

出口委員長 はい、どうぞ。

中原委員 委員会資料1ページで、万博の桜のことをお聞きしたいと思います。

これは寄附そのものは2020年の4月から開始されたかと思っているのですが、説明ではコロナの影響もありと。コロナは2019年から始まっていたような気がしているのですが、いろんないきさつがあって、要は寄附が集まらないということで、今年度については受け取れないことになったという説明がありました。それで、今説明を聞いて初めて知ったのですけれど、寄附というのは一人1万円という格好で寄附を募って、その人のプレートをつけてという、植樹するそういう事業だと思っているのですけれど、寄附した人の住所地に植樹するということだったことを私は実は知らなくて、今説明を聞いて初めて知りましてね。となると、要は岬町の方が一定の人数寄附をしないことには、この事業は成り立た

ないということになるのかな。何かそのイメージが私はガラッと変わりましたね、全体として府下の方に協力をお願いして寄附を募って、それを全体に府下全域に配ると言ったら言葉はあれですけど、そういうことなのかとっていたのですが、そうなる、岬町の方に寄附していただかないといけないということになりますね。この事業を成り立たせていこうとしたら。何かそうなる今後の見通しはどうなっていくのかとと思っているのですが、そのあたりの説明をいただきたいと思います。

それから、ここに書いてある備考のところでは532万円の減額という提案なわけですね。それで、事業費としては植樹業務委託料が300万円減額ということなので、これは532万円と320万円の間に差があるのだけれど、この差は一体何なのか。何か人件費とか何かかしらとか思いながら見て、そのあたりの説明もいただきたいと思っています。

それと、その植樹業務委託料で300万円。これ何かそもそも何本植えようとしていたのかということも。この予算の提案のときに説明いただいていたら私が忘れていたということで申し訳ないのだけれど、もともとの事業計画についても改めて説明いただければと思います。

出口委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 中原委員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の住所地に寄附金をされた方に対して植樹をされるかどうかというご質問でございますが、もともとの寄附金というものが大阪府下全域において集められた寄附を基に大阪府下全域に桜を植樹するというものでございまして、中原委員が当初から想定されてましたとおりのものでございます。それが今回たまたま寄附金が1割という非常に少ない額でございましたので、改めまして実行委員会のほうで協議をしまして、今回に限り住所地に限定した給付の配分という形を取ることになったと聞いてございます。

1点目は、以上です。

2点目の532万円と300万円の差額の件でございますが、こちらは、この先必要となる維持管理料、桜を植樹した後も管理費が必要ですので、その分についてのお金となります。この分を基金に積み上げて後々その分を使って10年間桜を管理するというものでございます。

それから3点目、本数でございますが、40本でございます。

出口委員長 よろしいですか、中原委員。

中原委員 今回のみ想定を下回る寄附の状況を見て、寄附者の住所地にということなのですけれど、そうすると、その先どういう見通しを持っているのか。今の説明で行くと、岬町の住民の方に寄附していただかないとこの事業が成り立っていないということではないと。今回に限ってはそういう措置を取ったということは理解できたのですけれど、その実行委員会としては、この先どのようにしてあとその9割ですね、それを集めていこうとされているのか。これは別に岬町が旗を振って行っている事業ではないのですけれど、実行委員会としての考えと言いますか、別に私はこれ、何かやれやれという立場ではないのですけれどね。推進せよという立場ではないのだけれども、これができたら多目的公園の景観上もいいなとか、春の時期に遊びに行く場所としていいなというようにイメージしていたので、できるのであればできたらいいなと思っているのですが、現時点で1割という状況にあることを踏まえると、ちょっとこれどうなっていくのだろうという不安がよぎるわけですね。そのあたりについて実行委員会などでどのように話をされているかとか、もしご存じでしたらこの機会にお聞きしておきたいと思います。

出口委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 中原委員の質問にお答えいたします。

この寄附金事業につきましては、植樹がもともと令和3年度のみではなく、令和3年度、令和4年度にかけて植樹を行っていくという目的で開始をされております。ですので、当初令和3年度で40本の予算措置をさせていただいておりますが、令和4年度中にある一定の寄附金が頂ければ植樹出来る事になります。ただ、令和5年度以降につきましては、今回の寄附金が予想外の結果となってございますので、令和5年度以降につきましては、まだ実行委員会からこうなりますという話はないのですが、担当から聞いてる話ですと、その後も引き続き同様の寄附を募っていくという具合には聞いてございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。

少しコロナの影響もありという説明もあつたとおり、あまり何か見通しとしては明るい見通しは感じないのですけれど、これは個人的にですけれどね。今後ま

た事業の進捗についてご報告をいただくことにしたいと思います。

この件についてはこれで結構です。

引き続きお聞きしていいですか。

出口委員長 どうぞ。

中原委員 委員会資料の2ページの河川費のところ、排水施設管理費として谷川水門電気代ですね。80万円もそんなことがあるのかと思って今さっきお聞きしておりました。これなのですけどね、取りあえず一時的に電気代が発生したので払わないといけない。それは払わないといけないので払えばいいのですが、さっき説明の中で発電機が動かなくて水門が閉められなかったみたいなことを言っていたと思うのですが、それはどういうことなのか。そこへの対応は大丈夫なのかなと。今後必要な措置というのはできているのかというのが1点お聞きしたいことです。

それから、その下の河川水路改修事業費ですが、投げ込み式水位計の交換が必要になったということで、何か事業関係は専門的で私はよく分からないことがあるのですけどね。投げ込み式水位計が自動で動くはずが動かなかったということなのですね。これはいつからこういう状況になっていたのか。今回初めて気がついたということなのかと思うのですけれども、これは更新せざるを得ないのか。何か修理とかそういうことでは難しいのか。そのあたりについてもお聞きしたいのと、これは工事なのですね。投げ込み式水位計の交換工事。交換する工事というのが私はまたよく分からないので、インターネットで投げ込み式水位計というのはどんなのかと思って見てみたわけですよ。そうしましたらその商品は、何かいろんなピンからキリまであるみたいやね、金額もね。それは見たのですけれど、交換するだけだったら買って付け替えておしまいかと思ったのですけれども、工事という言葉がついているっていうことは、結構何か金額から言っても専門的な何か技術上何か必要なことがあるのか。もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

出口委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 ただいまの質問にお答えします。

まず、谷川水門光熱費の発電機が動かなかった今後の対応なんですけども、谷川水門自身は大阪府さんの施設になっております。今回そのバッテリーが異常があつて、それが原因で発電機が起動できなかつたとお聞きしております。今後

については、当然もうバッテリーもすぐ点検等しまして現在は動くようになっておりますし、今後はもう十分注意して点検していくということをお聞きしております。

2番目の投げ込み式水位計の交換の件なのですが、まず、いつから壊れたかという話なんですけれども、8月の豪雨のときに初めて動かないということが分かりまして、そこから修理ができないかとか、その辺もメーカー等に見ていただいて調べたところ、まずその水位計が平成5年にポンプ施設が出来上がったときからついてる水位計になりまして、一度修理も行っております。しかし、もう設置から30年近くたっております、もう交換する部品もないため、今回は更新するしかないということで交換するような形で計上されております。

あと、その工事なんですけれども、議員おっしゃったその水位計だけの交換というだけではなくて、それに附属するケーブルであるとか、それを制御する電機版からそこへのつなげたりとか、かなり専門的な工事になってきますので、ちょっとなかなか電気のそういう資格のある業者でしか難しい工事かと考えております。

出口委員長 もう1点、排水施設の光熱水費のことは説明しましたか。

中原委員 1点目の電気代の問題ですけれど、そういうことであれば何で岬町が負担しないといけないのかとふと、これ素朴なまた疑問なのです。府の施設で府が当然所有しているであろう何というか機材のバッテリーに異常があつて発電できなかったから起動しなかったということで、そのことが原因として電気代がポンと上がったという話なのですよね。それなら、府に「支払って」と言ったらいいのところがうのと思うのだけれど、そういう話ではないのですか。

出口委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 谷川水門につきましては、議員おっしゃるとおり府の施設であります。しかし、あそこの施設としましては高潮や津波で潮が浸入しないように水門を閉める機能と、あと水門を閉めた際に内水をポンプ等で排除するという機能を持っております。高潮や津波の対策の部分というのは大阪府さんが行うべき部分になるのですが、内水の排除につきましては岬町で行う部分になります。施設自身は、大阪府さんの施設なのですけれども、例えば、点検の委託料とかは大阪府さんで入札等は行っていただき、一定の岬町も負担をしております。今おっしゃったように、電気代につきましても、大阪府さんが全体の3割負

担、岬町が7割負担となっております。これは先ほど申し上げたように、高潮等の水門閉鎖の部分の負担と、ポンプ等の運転に対する電気代等の負担となっております。ですので、電気代上がった分については大阪府さんも負担していただいております。あと、付け加えさせていただきますと、通常使う分につきましては7割と3割の負担割合というのは仕方がない部分かなとも思うんですけども、今回は異常があつて電気代が増えておりますので、それを7割負担するのはどうかということで、岬町と大阪府とも協議いたしまして、その増えた部分につきましては一応折半、5割ずつという形で協議させていただいております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 なるほど。そういうふうにルール化しているのだなと思って聞きました。

今回の80万円という電気代については、府も80万円、岬町も80万円というね、今回については。通常時は、府が7割、岬町が3割という負担割合で支出をしているということなのですね。少し違う。

出口委員長 小坂課長。説明をお願いします。

小坂土木下水道課土木担当課長 岬町が7割、大阪府が3割となっております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 反対なのですね。失礼しました。そうですか。岬町が7割。これ全体の何と云うか、これ電気代だけではないのか。この施設に関わる経費全体を見た上で物を言わないと軽々には言われたいし、いろんないきさつもあるのかなと思ってお聞きしました。今回そういう過去の経過についてもお聞きできて大変参考になりましたけれども、できたらその岬町の割合をもう少し引き下げてもらえないかなとか思ったのですけれど、小坂課長が手挙げてくれました。何か答えてもらいましょうか。

出口委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 この7割、3割の負担合っているのは、岬町のほうは雨水ポンプ、内水排除の部分の電気代としてやはりそちらのほうはポンプの運転で何時間もかけることになりますので、それをおおむね7割としてみたいですね。港湾さんとしては水門閉めて開ける分になりますので、おおむね3割ということでした、当初に決めたとお聞きしております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 平成5年の議論なのでしょうから、私はまだ議員にもなっていないのでよく知らないのですが、そうなのですね。何か経過について今回は勉強になりました。

別の件で。

出口委員長 一度ほかの委員さん。

中原委員 そうですね。はい、そうしてください。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 3ページの中ほどに、みさき公園費のみさき公園管理運営事業選定事業費ということで、新保課長から説明をいただいて、建築専門家に入っていただく必要があるためということでしたが、この選定委員会というのはもう現在進行中でありまして、もうすぐにでも入っていただかないといけないのかなというように認識しておりますが、よければどういった方、大学の先生なのか、民間の方なのか、大阪の方なのか。教えていただければと思います。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

今回、今この補正予算を要求しておりますこの委員につきましては、大学等で研究を行っておられる建築の専門的知見を有する学識経験者、こういった方を検討している状況でございます。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 そうでしたか。てっきりもう目星をつけているのかと思っていました。

このみさき公園の案件はやはり町民の意識の高いところでございまして、この選定委員会の決定というのはとても重要な判断になってくると思われまますので、できるだけ良い人材、また事業に精通した人材に来ていただきますよう要望させていただきます。

出口委員長 新保課長、今の竹原委員の質問なのですけれども、何名かは決まっているのでしょうか。その辺どうですか。

新保課長。

新保産業観光促進課長 人数は、建築とか構造の部分の専門家ということで、お一人になってくるのかなと考えております。その他もし審査を進める中でそれ以外の分野の専門家も必要であるのご意見が出ればまた検討させていただきたいと考えております。

出口委員長 よろしいですか。

谷地委員はございませんか。

谷地委員 大丈夫です。

出口委員長 中原委員。

中原委員 今議題になった学識経験者の問題なのですけれど、これは委員として新たに委嘱するということなのか、さっきの説明を聞くと、一時的にといった言い方は変かも分かりませんが、参考人的な感じで意見を聞くという位置づけのように聞こえたのですけれど、そのあたりのその取扱いをお聞きしたいというのと、それから、その方への会議の出席を要請しようと思っている回数についても、これは今は予測の範囲を出ませんけれど、どのように想定されて今回提案されているのかお聞きしたいと思います。

それから、あわせてもう1点。委員会資料の同じ3ページの下水道事業特別会計繰出金のところなのですけれど、後の特別会計のときに聞いてもいいかと思ったのですけれど、もうついでに聞いておきたいと思います。

これは、その二つの要素で構成された予算提案ですけれども、一つの受益者負担金の問題ですね。以前からその受益者という考え方について問題提起をしてきたことがあるのですけどね、自分の家に隣接してというか、自分の家が下水道に本管が通ったりなりで接続できるようになったということをつまえて、受益者というように考えられるのかという問題でね、何と申すかお話しをさせていただいたことがあるのです。その点については、それ以降検討はされたことがないのかというのをこの機会にお聞きしておきたいと思います。

出口委員長 奥田課長。

奥田土木下水道課下水道担当課長 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

一応受益者負担金につきましては、議員おっしゃるような形で前面の道路に下水道管が入った時点で受益者負担金、その前の家の土地の所有者が発生するような形になります。

金額につきましては、当初見込み13名だったところが24名に増えたため金額としては増加になっております。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の今回招聘する学識経験者の委員会での立ち位置、その取扱いの部分でございますけれども、岬町PFI事業者選定審査委員会要綱に基づきまして委員会を設置しており、こちらの6条の中に、委員長は必要があると認めるときは審査委員会に専門的事項に関し学識経験を有する者、その他関係人の出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができるとの規定がなされておまして、このような形で委員ではない方に委員会に来ていただいて、その専門的事項に関して学識経験を生かしてご意見を聞いたり、説明いただくと、そういったような形を想定しております。

それと、2点目の学識経験者の方の会議への出席は、今後進め方については協議していく部分もあるかと思うのですけれども、例えば委員会に来ていただいて、資料を見ながらご意見をお伺いしたり、委員から出た意見をその方に説明していただいたりなどのことが想定されると思っております。

また、回数等につきましては、今回の第2次審査のほうでは書類提出は非常に種類が多くて、審査委員会で審査する内容というのも多岐にわたるものとなっておりますので、場合によっては複数回来ていただくこともあるのではないかと私どもとしては考えております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 1点目の下水道の特別会計の繰出金のことで、受益者負担金の仕組みについて改めてご説明をいただきましたけれども、私が言ったのは、受益者という考え方に対する見直しは行われぬのか、行われぬのかということか、検討されなかったのかということをお聞きしたのですけれども、特にお答えがなかったのもそういった検討はされてこなかったということかと受け止めたいと思います。

これ、下水道への接続というのは環境面を考えたとしても必要なことですし、下水道の設置はどんどん進めていく必要があるというように思いますけれども、そのことによって隣接する土地の持ち主が受益という益を得るのかということについては疑問がありますし、そのあたりについて接続したばかりに、ばかりにと言ったら何ですが、接続すると新たな負担が発生するという事になってしまうので、これは制度上ぜひ見直しをご検討いただきたいと要望しておきたいと思っております。

それから、学識経験者の問題ですが、これは依頼する形としては、一つの事業というか、このことについて意見を聞かせてくださいということで依頼をして、

ここで言うと3万6,000円をその人に払うということかと思って。委員ではないので、これはどういうように考えたらいいかと思って。委員さんなどだと1回につき幾らとか、そういう考え方に基づいて積算をするわけですがけれども、今の説明で行くと、特定の事柄について専門知識を活かして意見や説明を求める。また、資料も提出していただくこともあるかもしれないということのようですので、回数とかそういうことで単純に計算できないというか、予算化できないというような仕事内容というか、依頼内容になるのかと思って聞いていたのですが、そんなイメージを持っておいらいいですかね。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

今回の報償費は、補正予算の額といたしましては3万6,000円となっております。こちらは、国の会議等の専門家が出席した場合の謝金の支払基準を基に算出した内容となっております、これを基に1万2,000円を3回分という形で今回これを予算計上しております。

3回分という形で計上はしておりますが、一人の方が複数回出席いただくことも考えられますし、場合によっては、複数の方が1回ずつなどそういったことも考えられますので、柔軟に対応できるように計上しているという内容となっております。

出口委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 ということは、一人とは限らないということですね。今の説明だとね。これから、進んでいくことでもありますので、また適宜ご報告はいただきたいと思えます。何せ傍聴ができない会議ですので、よく分からないので、また聞きたいことがあったらその都度聞くように、したって言われたいよね。傍聴もできないからね。また次の機会にご報告をいただく、3月議会になるのかと思っているのですが、そのあたりでまたいろいろ確認させていただければと思います。

出口委員長 ほかの委員さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第73号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第75号「令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

奥田課長。

奥田土木下水道課下水道担当課長 委員会資料の7ページをご参照ください。

令和3年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について、ご説明いたします。

内訳としましては、1繰入金、1一般会計繰入金としまして43万2,000円を増額補正計上するものです。

なお、詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

以上、当委員会付託分としまして43万2,000円を増額補正計上するものです。

出口委員長 歳出をお願いします。

奥田土木下水道課下水道担当課長 続きまして、委員会資料の8ページをご参照ください。

歳出としまして、1総務費、1下水道総務費、一般管理費としまして43万2,000円を増額補正計上するものです。

内訳といたしましては、下水道事業受益者負担金一括納付報奨金の増額、並びに消費税及び地方消費税の確定申告により中間納付額が確定されたことに伴う増額によるものでございます。

内訳としましては、下水道受益者負担金一括納付報奨金が当初の見込み13名より24名に増えたため13万3,000の増額、並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、中間納付額が確定されたことに伴う29万9,000円の増

額となっています。

以上、当委員会付託分としまして43万2,000円を増額補正計上するものです。

出口委員長 ただいまの奥田課長の説明に対しまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、反対、賛成どちらですか。

中原委員 賛成です。

出口委員長 反対の方はございませんか。

はい。では、どうぞ。

中原委員 賛成と言っても大賛成というわけではないのですけどね。さっき一般会計補正予算のときに質問させてもらい、また意見を申し上げましたが、この受益者負担金という制度について、ぜひこの機会に、これまでも検討されてきたところと思いますけれども、下水道管に自分のところ、家から発生する排水を接続するということによって、受益、益を得るという考え方に基づいて一定の負担が接続した者にとっては発生するという仕組みなので、それは益なのかというね、そこについてよく検討を改めていただきたいなと思います。そのことを要望して賛同したいと思います。

出口委員長 他の委員、反対、賛成討論ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第75号は、本委員会において可決をされました。

議案第78号「道の駅みさきの指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

出口委員長 委員さん、質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 本会議場で説明をいただいたときに追加で資料の提出を求め、昨日提出をいただいたところでございます。そのことにはお礼を申し上げたいと思います。

それで、少しお聞きしたいのが、選定の詳細な経過については、これも傍聴も認められておりませんから分からないところでありまして、少し気がかりになったのが、個人情報保護の体制と危機管理体制についてのそれぞれの委員さんの評価点についてお聞きしたいところがございます。

これそれぞれ二つの項目で、配点については一人10点満点ということですね。それで、それぞれ満点の10点をつけておられる委員もおられますが、満点に達しないと判断をされた委員もおられるということなので、どういった点で不十分さを感じられて満点をつけられなかったのか。とりわけこの2点については大きな問題だと私は思っていて、個人情報の保護が徹底されていると思った委員は10点満点をつけるわけでね。そうでないところがあるというように思われて満点でない方がおられるのかと思ったりしているのですけれども、選考委員会の中での議論で何か思い当たるようなことがあったりすれば、参考までにお聞きしたいなど。

同じようなことを危機管理体制についても感じるわけです。緊急事態発生時への危機管理体制が整備されているかという、そのことについて10点でそれぞれ委員が点数をつけるわけですが、欠けているものがあるというように委員の中で感じられた方がおられて満点に至らないという方がいるということになっていますので、そのあたりでどういった点が欠けているというように判断をされたのかお聞きしておきたいと思います。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えいたします。

先ほどご質問がございました、道の駅の委員会の中での委員からの危機管理体制でありますとか個人情報保護、こういった部分に対するご意見のところなんですけれども、委員のほうからは特にこの部分が欠けているから点数が低いなどのご意見はなかったと記憶しております。配点がいずれも10点ではないような箇所もありますが、ほかの部分の審査項目につきましてもおおむね7割から8割程度の採点となっている状況から見ましても、他と比べて大きな問題があるといった趣旨ではなく、採点する中で全体的なバランスを見てこのような形になっているのではないかと考えております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 審査委員会の中や、またプレゼンテーションの中でもいろいろやり取りがあったのではないかとと思うのですけれども、そういった中で、特に個人情報保護体制と危機管理体制について委員会の中で委員が質問されたり発言されたりということはなかったということなのですね。私はね、特に個人情報保護体制ですね。これについては、やはり全員が10点であってほしいと思うわけなのですね。もちろんほかの項目も高い点が出れば出るほどいいということは言うまでもありませんけれども、何か欠けていることがあるとするならばそこは埋めなければならぬ、それも取り分けお急ぎで埋める必要があると思うのがこの二つの項目なのですね。だから、これ、そうか。どうしてかと思って、それがなぜかということについてはこの委員会では分からないということなのですね。それぞれ委員それぞれの判断に基づいて得点をつけておられるわけで、それぞれの考えがあってのことですからそれは尊重したいと思っておりますけれども、岬町としてはいろいろやり取りがあった中で気になる点というか、どう言ったらいいのか。特に点数が少し低い委員がおられたりするようなどころに対して何か問題意識を持っておられるとか、そういったことはないのでしょうか。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

先ほど委員がおっしゃったように、個人情報保護や危機管理というのは、道の駅に限らず、公共施設として指定管理者にお任せするにしても、町として非常に大切にしていかななくてはならないポイントと私ども担当も考えて進めております。今後また取組を進めていく中では十分に留意していきたいと考えております。

実際に私どもが今回の委員会の中で気になった部分につきましては、委員からどのようなご意見が出たかという説明をさせていただくことで回答させていただきたいと思います。委員のほうからは幾つか観点からご意見がありました。まず地域振興の観点からは道の駅みさきというのは、やはり本町にとって非常に集客力のある交流人口の拠点となる非常に大切な施設であるため、集客向上のために広報活動をどのように考えているのかとのご意見でありますとか、名物グルメについてのご意見がありました。食は、道の駅のような施設にとっては、集客コンテンツとして非常に訴求力のある部分ですので、名物グルメの開発はどのように考えているかなどのご意見もありました。

次に、地域振興の観点からは、地元をどのように振興させていくかということで、道の駅みさきに品物を出しておられる生産者の方の意識の変化、こちらがどのように変化したかについてのご意見も出ておりました。

最後に施設運営の観点から納付金の割合や本町に出店してプラスになった点などについてご意見がありました。

出口委員長 中原委員。

中原委員 参考になります。今のような、どういった審査の中で意見が出ていたのかというのは聞きたいと思っていましたところですので、そういうふうに審査が進んだのだなど、意見交換なり、質問なりが出たのだなと思って聞きました。

それで、議案書と一緒に配付された参考資料の4ページのところで、選定理由が幾つか列記してあるわけですが、その最後に、農産物出荷者に対してということで、農業者育成に関する取組の実績があると。肥料メーカーと連携して講習を実施するというそういうことが書かれているのですが、これはこの事業者、今回応募をされた現在運営していただいている株式会社プラスがそういう実績をお持ちだということかと思って読んでいたのですけれど、これは岬町でもこういった取組を既に実践といいますか、そういう講習会をなさったということなのでしょうか。これからその実績に基づいてやっていきますということなのか。農業者育成という点について、この機会にお聞きしたいと思います。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

農産物のお荷者の方に対するこの取組のうち、肥料メーカーと連携して講習を

実施するなど農業者育成の取組の実績は、これは本町とは別のところでやっておられる取組ですが、これを今回提案の内容の中で農業者育成の取組として進めていきたいとの内容です。道の駅におきましては、農産物の出荷は、海産物に比べますと量も少なく安定して供給ができない状況にあります。産直施設としては一定の量を安定して供給していくのが消費者の方に対して一番PRできるということですので、地元の農業の活性化という観点も合わせて、このような取組をしていくことで今後の地域産業の振興に取り組んでいきたいという趣旨の内容となっているところでございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 岬町における農業振興にも寄与するという提案になっているということで、結構なことかと思えます。

ちなみに、今いろいろ説明を聞いてて、こういうことは例えばJAとかそういうところはしていないのでしょうか。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 JAさんのほうもいろいろ農業指導などの取組やられておられて、町内の農業者の方でもそういった取組を活用しながら農産物の栽培に取り組んでおられるという事例はございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 競合するとか対立するというようなことではないとは思いますが、JAとも可能なのであれば連携を取ってといいますかね、より幅広く農業分野の振興を図るということを考えると、今出荷しておられない方で、例えばJAとはつながりがあるとかそういう方もおられるかもしれないので、岬町全体として農業分野の振興を図るという目的の達成を考えると、その分野で関連する団体であるとか個人であるとか、そういった方も視野に入れてこの取組を進めたらより高い効果が得られる可能性があるというように今聞いて思いましたので、実際に進められるときに関係者に広く周知するとか、取組を一緒に参画していただくといつかね、企画段階から一緒に相談しながら進めるとか、そういうことにつながっていくとよりよい事業になっていくのではないかと今聞いていて思いましたので、そういうことも含めて事業者にご提案いただきなりしていただいてもいいのかなと感想を持ちました。よりこの施設が発展していけるようにと願うものであります。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 先ほどまでのこの議案のやり取りを聞かせていただいて、私もとても安心しております。

ここで私の質問として、この道の駅の管理者である株式会社プラス、よってってさんですね。とても頑張っていたいただいていると私ながらに見ているのですが、地域との関わりとかもしっかりとさせていただいていると思っているのですが、5年前に契約するときは大分ご尽力いただいた、吉田理事に、この5年間の様子というのをしっかりと見て来られたのかなとこのように思っておりますので、吉田理事から1度この企業についてどうだったのかというのを1度教えていただきたいのと、また、続きまして、提案いただいている町長からも今後この議案を提出するに当たり、事業者との関係性をどうしていきたいということがありましたらお答えしていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

出口委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ご指名いただきましたので、お答えをさせていただきます。

私は、指定管理者の選定及び、道の駅の開駅当初から担当してまして、開駅当初は不安な面と期待する面とありましたが、これまでの5年間を通じて着実に地域に根差していただいて成果を上げてきていただいたのかなというふうに思っています。また、町との協力の意識も非常に高い事業者かなと思っております。このたびまた指定管理者として指定させていただくことができ、私としては大変うれしく思っているところです。

今後も気を緩めることなく、地域の拠点としてしっかりとやっていただくように協議をしていきたいと思っております。

出口委員長 田代町長のほうからございませんか。

田代町長。

田代町長 今担当のほうから説明のあったように、道の駅の開設をして以来、本当にお客様に恵まれて、また指定管理者は非常に多くの産直市場を持っておられて、経験の豊富な方です。そんな中で、今日まで見ておりますと、やはり指定管理者としてお話をさせていただいたときには、しっかりと地元の産業の活性化を図るために、十分品物をできるだけ販売をしてほしいという条件の下でありながら、非常に業者の方からいろいろ苦情なり、不満なりがあったかと思っておりますけれども、

そういったこともきっちりと対応していただいているのかなとこのように思っております。なかなか企業の中の話まで我々としては踏み込むというのは難しいのですが、そういったことも会長さんなり、社長さんも聞いていただいて、地域の活性化に努力をしていただいております。

当初は議会の皆さん方のご意見も非常に厳しい意見もあったかと記憶しております。私も一物の不安を持ちながら、この道の駅の事業を推進したわけですが、おかげさまで地域の農業または漁業の皆さん方に喜んでもらえて、また地域の活性化になっているのかなとこのように思っております。そんな中で、今後は以前にも話したように、道の駅から村中にどのように引き込んでいくのか。そして、今社会実験をやっております深日港からつないでいく。深日洲本ラインをしっかりとつないでいかないと、そういう一時的な道の駅の活性化だけではなくて、町全体が潤っていく、そういった今後のまちづくりが必要かなと思っておりますので、できるだけこの国と一体型でやっておりますこの事業をできるだけ議会の皆さんもお力添えをいただいて、守ってまいりたいなとこのように思っております。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 お二人から総括みたいな感じで、とてもいい企業だったというように捉えさせていただきました。私も同じような感想でございまして、今後期待する面も大きいと思いますので、またその内容につきましては、討論でさせていただきます。

出口委員長 谷地委員。

谷地委員 すみません、最後の総括の形でいただいた後で大変恐縮なのですが、1点質問がありまして、先ほどの農産出荷者への農業者育成に関する取組の実績があるという点に関してなのですけれども、こちらやはり岬町としても一次産業のやはり若手育成とか、そういった点というところがかなり大事なことから考えていまして、もっと具体的に、じゃあどういった町とかそういったところで具体的に農業者育成とはどういった取組をされて、やはり育成と行った取組だけではなくて効果というのは何か説明はありましたかね。あとは、実際農業者育成というところが、これはじゃあ実際に無償なのか、有償なのかとか。あとは、これ農産物出荷者に対してになっていますけれども、やはりこれから、「よってって」に出荷したいと検討されている人たちとかも受けるようなものなのかとか、そういう

ような具体的な提案は何かありましたかね。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

先ほどご質問を頂きました農産物出荷者の育成の部分の取組の具体的内容の部分なんですけれども、実際にどこの市町村でどういう形で実施して、どの程度の実績が上がったかとか、その辺の詳細までの話というのはプレゼンの中では触れられておりません。こういう取組を道の駅の運営者であるプラスとしては考えていて、それを通じて農業者の育成につなげていきたいという点が主な説明内容になっておりました。したがって、実績などの細かい点まではプレゼンの中ではなかったかなと記憶しております。

出口委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど。でも少なからず、だから先ほどのお話だと、そうやって行った実績値があるから同じようなことも岬町に展開していきたいというような、そういった認識でよろしいですかね。

出口委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 そうですね。横展開みたいな感じでそれを広げていって、少しずつでもプラスに転じていきたいとそういった趣旨であったと思います。

出口委員長 谷地委員。

谷地委員 そうですね。やはり実際の農業のやはり従事者というところというのが全国的にもやはりすごく難しい問題で、大きな課題になっていると思うので、そこがこれからちょっと農業にチャレンジしたいとか、そういった人たちに対してもやはり提供されるというのが非常に望ましいかと思うので、それを踏まえて検討を進めていただければと思います。

出口委員長 よろしいですか。

反保副委員長、質疑ございませんか。

反保副委員長 なし。

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「賛成」の声あり)

出口委員長 反対の方はございませんか。なし。

どうぞ。

竹原委員 議案第78号「道の駅みさき指定管理者の指定について」という意見で、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、いろいろな議論のあった中、株式会社プラスに再び提案に参加していただいたということがとてもありがたいといった面があります。平成29年4月から5年間積み上げてきていただいたものをまださらに伸ばしていただけるといった面も見えました。これはもう岬町の観光の名所になる。そして、また今後の深日港からつながるこの岬町全体としての役割も担っていただくという道筋も見えましたので、賛成討論とさせていただきます。

出口委員長 反対、賛成、討論の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第78号は、本委員会において可決をされました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件については、全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で委員の皆さん何かございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 よろしいですか。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで事業委員会を閉会いたします。

(午前 11時36分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和3年12月7日

委員長 出口 実